

文化賞・スポーツ賞の候補者を募集

自薦・他薦は問いません。次の資格に該当する人や団体からの申し込みや推薦をお待ちしています。

■表彰の種類

- ▶八幡市文化賞（功労賞、優秀賞、優秀団体賞、ジュニア賞）
- ▶八幡市スポーツ賞（功労賞、優秀選手賞、優秀団体賞、ジュニア賞）

■候補者の資格

令和6年9月1日～令和7年8月31日に、文化やスポーツの大会等で優秀な成績を収めた人や団体、または多年にわたり、その振興発展に貢献した人や団体
※応募時点で、市内に在住・在勤・在学している、または市内の小・

- 中学校を卒業していること。
- 応募方法
所定の推薦調書に必要事項を記入し、大会成績表や新聞記事等を添付のうえ、次の方法で提出
 - ▶郵送または持参
〒614-8501市役所生涯学習課（住所不要）に郵送または直接窓口へ提出。
 - ▶メール
syogaigakusyu@mb.city.yawata.kyoto.jp

- ※推薦調書は、市ホームページや市内の公共施設で入手可。
- 応募期間 9月12日（金）必着
※土・日・祝日は除く。
- 選考方法
候補者の中から、選考委員の意見を踏まえ、市長が被表彰者を決定します。なお、審査や結果に関する問い合わせには応じかねます。
- 表彰式
11月3日（月・祝）に文化センター4階小ホール

☎生涯学習課（☎983-3088）

八幡市 商工業活性化補助金

地域に根差した商工業活動の活性化を図ることで、市民の日常生活の利便性向上や活力ある地域経済・地域社会を目指すため、市内の中小企業者等の商工業振興にかかる取り組みに補助金を交付します。

- 申請期限 交付申請書に添付書類を添えて、8月29日（金）午後5時までに商工観光課へ持参
- ※申請様式は市ホームページや商工観光課窓口で入手可。



市ホームページ

■制度概要

事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
八幡で買おう 応援事業	販売促進イベント等の開催経費	1／2	20万円 ※商店街活性化イベントは30万円。
八幡を広めよう 応援事業	展示会等への出展経費	1／2	国内：20万円 国外：40万円
八幡を整えよう 応援事業	防犯カメラや指定施設の設置等に要する経費 ※京都府の商店街にぎわい施設・設備整備事業の対象事業にのみ補助。	2／3	400万円
八幡で始めよう 応援事業	市内での創業または第二創業にかかる経費	1／2	最大30万円
八幡で作ろう 応援事業	ヤワタカラ認定や八幡市ふるさと納税返礼品への登録を目的とした特産品開発経費	1／2	30万円

☎商工観光課（☎983-2853）

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害発生時には断水により、飲料水以外のトイレや洗濯等に使う生活用水の不足が予想されます。

そこで、個人や事業所が所有している井戸を災害時協力井戸として登録いただける人を募集しています。



登録井戸の
標識



▲ 標識の設置例 ▶



■登録要件

- ①生活用水として使用可能な水量・水質であること
- ②井戸水をくみ上げるための設備があること
- ③災害等の断水時に無償で近隣住民に井戸水を提供していただけること

- ④井戸枠等があり安全であること
- ⑤井戸の所在地の公表を了承できること

■登録方法

所定の用紙（危機管理課窓口または市ホームページから入手可）を危機管理課に持参。

※必要な場合は、市が水質検査を実施します。
※登録井戸には標識をお渡ししますので、見える場所に設置をしてください。

☎井戸の登録に関すること＝危機管理課（☎983-3200）、
井戸の固定資産税減免に関すること＝税務課資産税係（☎983-2480）

■事業所が所有する井戸の 固定資産税減免について

固定資産税の課税対象となる事業用の井戸は、本事業への登録に伴い、附属する装置等にかかる固定資産税（償却資産）の減免を受けられる場合があります。

詳しくは、税務課に問い合わせるか、右記の二次元コードをスマホ等で読み込み、市ホームページからご確認ください。



市ホームページ

Jアラート(全国瞬時警報システム) 全国一斉情報伝達試験

市内36カ所の防災行政無線から次の日時に放送が流れます。試験放送のため、避難をする等の必要はありませんので、ご注意ください。

- 日時 8月20日（水）午前11時
- 内容 「(チャイム) これはJアラートのテストです（3回繰り返し）。こちらは八幡市です。(チャイム)」
- ※防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合は、防災行政無線テレホンサービス（☎982-2484、982-2485）や市防災アプリからご確認ください。

☎危機管理課（☎983-3200）

登録型本人通知制度にご登録を

市が住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に、その事実を通知する制度です。

登録は無料ですが、事前の申請が必要となります。住民票の写し等の不正請求の抑止や早期発見につながりますので、ご自身やご家族のプライバシーを守るため、登録をご検討ください。

■登録できる人

戸籍や住民票が八幡市にある人（過去にあった人）

※有効期限はありません。登録受付以降の交付請求から通知の対象となります。

■申請方法

窓口または郵送
※申請書は、市ホームページから入手可。

■必要書類

▶本人申請の場合

登録申請書、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※顔写真付き証明書がない場合は、健康保険証、資格確認書、年金手

帳、学生証等を2点提示してください。

※家族の代表者（住民票の世帯が同一世帯の人に限る）に登録申請を委任する場合は、申請書の世帯員署名欄に署名し、届け出てください（委任状は省略可）。

▶法定代理人や代理人による申請の場合

法定代理人であることを証明する書類等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■通知内容

証明書の交付年月日、交付した証明書の種類と枚数、請求者の種別
※交付請求者の氏名・住所等は通知

できません。

■登録事項の変更と廃止の届け出

住所変更や戸籍の登録事項の変更、登録の廃止をしたい場合は、必ず届出書を提出してください。届け出がないと、本人通知ができない場合があります。

※登録者が死亡や失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を取り消します。

※変更届書の未届けにより本人通知書が返戻された場合は、登録を取り消す場合があります。



市ホームページ

☎市民課（☎983-2759）